

平成 27 年度 第 4 回明石市都市景観審議会 議事概要

日 時	平成 28 年 3 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分
場 所	議会棟 2 階 第 4 委員会室
出席者	八木会長、茨木委員、栗山委員、辻委員、安谷委員、小畑委員、安尾委員

1. 開会 (13:30)

2. 公開・非公開の決定

会議の公開、非公開について審議を行い、公開と決定。

本日の傍聴希望者 4 名の旨、事務局より報告。 <傍聴者入場>

3. 議事

(1) 協議事項

①景観計画の策定について

- ・景観計画の構成
- ・景観計画における地区の分類と景観重点地区の考え方について
事務局より資料 1 及び 2 に基づき説明

(委員から出された意見、質問等)

【会長】

・資料 1 の景観計画の原案の赤字で示されている部分を入れると基本計画と同じくらいの厚みになるのか。

【事務局】

・そこまでのボリュームにはならない。

【委員】

・赤字の部分について、「次回以降の景観審議会で提示する」と説明があったが、いつ頃になるのか。

【事務局】

・来年度に入ってから、2 回ほど審議していただき、秋頃までに素案の内容を固めたいと考えている。

・景観計画でどのような規制誘導をしていくのかを示す、届出対象行為や景観形成基準については、現在、検討中であるため、赤字の今後の検討事項として示していることから、今回、お示しした原案では、依然として、具体的に何をしていくのかが見えないと思うが、景観計画とはどのようなものか、イメージをしていただいて、ご意見をいただけるよう原案をお示ししている。

【会長】

・原案を示されたことで景観計画の骨格が見えてくる。
・前回の審議会では、地区の設定など、基本計画との関連がわかりづらく混乱してしまったが、前回の意見を踏まえ、地区などの考え方についても理解しやすいように整理さ

れている。

【委員】

・基本計画における推進地区と景観計画における重点地区は一致しないのか。関係性を教えていただきたい。

【事務局】

・推進地区を基本計画に定めた当初の考え方としては、地元から景観の取り組みを進め、市の景観形成地区に位置づけることを想定していた。これまで、地元に入り、景観の意識向上を狙ってきたが、既成市街地では、なかなか進まないことがわかった。

・そのような状況の中でも、市として先導的に取り組まなければならない地区を重点地区として、景観計画に位置付けていこうと考えている。

・推進地区については地元の意識が向上し、景観の取り組みが進めば、重点地区として位置付けることが考えられる。

【委員】

・沿道型の一般住宅地区と住宅混在地区について、これらの違いはあるのか。

【事務局】

・用途地域で区分しているため、このような色分けになっている。

【委員】

・沿道型の一般住宅地区と住宅混在地区に地区を分類するほどの違いがあるのか疑わしい。でも、国道2号沿道とそれ以外の道路の沿道の特性は違うようにも思われるため、悩ましい。

・また、同じ色分けでも沿道型と面型では特性に違いがあると思われる。地区は同じでも説明書きに入れてはどうか。

・田園地区について、田園は人が作ったものであるため、「自然景観」ではなく、「人文景観」である。「自然景観」という文言に注釈が必要ではないか。都市景観における「自然景観」の捉え方は難しい。この「自然景観」という表現は基本計画から転載している内容であるため、見直すことによって、景観計画は基本計画とは違う記述になってもいいのであれば、ご検討いただきたい。

【委員】

・住宅地区、商業地区ともに「快適でうるおいのある」という表現がされている。同じではないのではないか。

【事務局】

・地区の特性に応じ、差別化をした表現を検討する。

【委員】

・基本計画と景観計画の住み分けをきっちりとしたほうがよい。

・神戸市では、景観法で定められたものだけを書こうという考え方で景観計画を定めており、神戸市のやり方をお手本にしてはどうか。例えば、方針については、基本計画から転載しているが、「基本計画をしっかりと見てください」ということが伝わるような表現にしてもいいのではないか。

・また、景観法で必要であれば定めることができるとされている事項「屋外広告物」や

「景観重要公共施設」については、無理に定めなくともいいのではないかと。まずは、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」に力を入れればよいと思われる。

【事務局】

・内容と表現方法を精査する。

【委員】

・「自然景観」について、「ため池」などは人工物であっても、年月が経過し、すでに「自然」となっているのではないかと。

【委員】

・純粋な「自然景観」ではない。明石に純粋な「自然」はないと言える。

【委員】

・昔の姿を知っている人にとっては「自然」ではなかったとしても、若い人にとっては、ため池も「自然」だと思われる。

【委員】

・そうだとすると、そこはきっちり区別すべきである。

【会長】

・「自然」という用語の使い方は難しい。きっちりと定義をすればいいと思われる。

【委員】

・純粋な自然のみ「自然」という考え方では若い人と話がかみ合わないことが多く、私はその考え方に受け入れている。

【委員】

・景観重要樹木の候補はあるのか。歴史上、明石に小林一茶が来訪しているが、明石の景観を詠んだ句がない。

【委員】

・観光道路が綺麗に整備されているのに、その沿道に整備後の道路にふさわしくない建物がある。そのような建物に対し、現実的にどこまで規制できるのか。このような景観計画を定めても、絵に描いた餅になってしまうのではないかと。

【会長】

・観光道路は後から出来た道路であるため、沿道はもともとある建物である。

・規制誘導型では個々の土地利用が変化するタイミングで徐々に変わっていくものであるため、長期的スパンで考えないといけない。

【委員】

・歩道をインターロッキング舗装して綺麗にしているのに、沿道の建物に規制がかけられないことに歯がゆい思いがある。

【会長】

・規制誘導型は10～20年経てば変化がわかる。

【委員】

・あれだけの整備をしているのに、沿道の建物はなんとかならなかったのか。

【会長】

・単発の公共施設の整備で大きく景観は変わるが、規制誘導型は長期的な視点が必要で

ある。委員がされているような活動がこの変化の後押しやスピードアップになることは考えられる。

【委員】

・沿道の住民に景観をこうすべきと考える団体があればいいが、ないようである。ないのであれば、行政で進めるべきと思われるが。

【事務局】

・中心市街地において、道路の整備をきっかけに地元商店街で「おもてなしの景観づくり」として、景観のルール作りを行っている事例がある。

・中心市街地においても、当初は市の都市景観形成地区の指定を目指すことを目的としていたが、トップダウン型はなかなか理解してもらえず、地元主体の景観の取り組みを支援していく手法に転換した経緯がある。

・本町商店街ではすでに地元商店街の独自ルールとして、景観ガイドラインを定めており、また、明淡商店街においてもガイドラインの策定を目指し取り組みを進めている。

・何か、きっかけがあるときに地元に入り、景観の取り組みを進めている。

【委員】

・私も明淡で歩道の舗装の色決めに関わっているが、商業者が自分たちでルールを作り、また、理解を示しているのがすごいと思った。

・地元住民から発意するやり方のほうがいいと思われる。

【委員】

・観光道路の沿道にしても、沿道の土地の所有者にやる気があるかである。やる気がなければ仕方がない。観光道路の沿道の所有者に対しても、市が投げかけることも考えられる。

【事務局】

・観光道路沿道を含む中心市街地一体の用途地域は商業地域であり、基本的には自由に商売できる地域である。それを規制するには、都市計画の位置付けとの矛盾が生じるので、権利者の理解がないと難しい。

【委員】

・強制的にすると、ろくなことにならない。

【委員】

・京都までいけば、規制できるのであろうが、明石では難しい。

【事務局】

・観光道路沿道においても、ある程度は理解協力してもらっている。協力してもらうのに、50年かかった場所もある。行政がお願いしても、時間はかかるものである。

【委員】

・道路が綺麗になったのに、沿道がそのままなのは違和感がある。

【会長】

・まずは、公（おおやけ）をどうするか議論があり、それに納得した中で徐々に積み重ねることが必要である。

【会長】

・これをもって、本日の議事は全て終了とする。各委員においては、長時間にわたる審議、ご協力に感謝する。

4. 閉会 (14:30)